CHIYODA
Yes,
We love.
教育と文化のまち千代田区

千代田広報

2/5 NO.937
平成8年（1996年）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の
代表電話は
☎3264-0151
（毎月5日・20日に発行）

おめでとう20歳
成人の日のつどい

春のような暖かさにつつまれた晴天の1月15日。ホテルグランドパレスでは、新成人の門出を祝う、「成人の日のつどい」が行われました。

今年は、青少年委員の方々とともに新成人が企画・運営に加わっての「手作り」が特徴。

区長、区議会議長などからお祝いの言葉が贈られたあと、新成人代表による「二十歳宣言」があり、続く第2部では、コミュニケーションタイムが設けられ、ジャズを聴きながらの立食パーティー、クイズ大会など趣向がもりだくさん。

懐かしい友人との再会にしばし時を忘れ、話題に花を咲かせている新成人も多く、皆さんの人生の節目として記憶に残る日となったようです。

また、会場には、阪神・淡路大震災の被災者の方々へのメッセージボードと募金箱が設置してあり、思い思いの励ましの言葉が寄せられていました。

集まった募金は、この呼びかけを企画した新成人の代表から区長へ手渡され、メッセージと共に兵庫県へ送られました。

募集
消費者モニター

多種多様な商品があふれているこの時代。何を基準に商品を選択していますか。

消費者モニター制度は、区の消費者行政に皆さんのご意見を反映させるものです。また、調査活動、研修会などを通して、消費生活に役立つ知識を得ることができます。

応募できる方 区内に住民登録または外国人登録のある満20歳以上の方

募集人員 18名

任期 1年間（4月1日～平成9年3月31日）

謝礼 2万4千円（年額、平成7年度実績）

活動内容 小売価格・品質表示・量目等の調査、研修会・見学会・連絡会への参加

申込み・問合せ ハガキに応募の動機、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いて、2月29日㈭までに商工振興課消費経済係（〒102九段南1－6－11）へ。

7年度に行ったモニター活動例

見学会 ごみ問題をテーマに、東京都のごみ埋立処分場と有明清掃工場を見学しました。

小売価格調査 豚肉や牛乳など10品目について、区が指定したお店で小売価格を調査し、東京都や都心部の平均と比較検討しました。

募集
区政モニター

区政モニター制度は、区内にお住まいの方（外国人を含む）から、区政に対する意見や要望をお聞きし、区政運営に反映させていくものです。

応募できる方 区内に住民登録または外国人登録のある満20歳以上の方。なお、外国人の場合は、日常会話程度の日本語ができる方。

※公務員の方はご遠慮ください。

募集人員 30名

任期 1年間（4月1日～平成9年3月31日）

謝礼 3万6千円（年額、平成7年度実績）

活動内容 区政に関するアンケートの回答、施設見学会や研究会の参加など

申込み・問合せ ハガキに応募の動機、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号（昼間の連絡先）を書いて、2月29日㈭までに広報課広聴相談係（〒102九段南1－6－11）へ。

☆次号は２月20日㈫に新聞折り込みでお届けします☆

■文化ホールの設置

区民が自発的に企画する各種文化活動ができる文化ホールを設置します。

■地域区民館の設置

余暇活動や生涯学習活動の場として、また地域に開かれた快適に利用できる施設として、地域区民館を設置します。

○設置…6か所（協議済2か所）
・神田神保町二丁目複合施設内
・神田司町二丁目複合施設(区民施設)
（ストックヤード併設）

●活気と賑わいのあるまち●

■商工融資の充実

中小企業の経営の安定を図るため、事業上必要な資金の融資あっ旋を行い、利子の一部を補給します。

■コミュニティ商店街事業の助成

地域住民の暮らしの広場、コミュニティ形成の場となる商店街づくりを目指すために実施する商店街整備事業に対し、必要な助成・指導を行い、活力あるまちづくりの推進を図ります。

●世界に開かれた、交流と情報のあるまち●

■市民平和交流

国際平和都市千代田区宣言の趣旨を踏まえ、国際平和の礎を築くため、市民相互の交流を通じて国際理解を深めていきます。

●計画実現のために●

■地域事務所の設置

ＯＡ機器の導入により、どこの出張所でも住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明等の交付が可能になったことなどを勘案し、行政事務を中心に取り扱う地域事務所を設置します。

○神田小川町三丁目複合施設内　：平成８～10年度設計・工事
○外神田一丁目　：平成９～10年度設計・工事
○三番町　：平成９～10年度設計

調査結果がまとまりました

千代田区事業所防災アンケート

区では、区内の事業所が大規模地震の発生に備えて、どのような対策を行っているのか実態調査を実施しました。調査結果がまとまりましたので、主な内容をお知らせします。

調査結果につきましては、今後の地震対策の見直しや地震対策の意識の啓発活動に、役立たせていただきます。

地震対策の実施状況

実施している割合が高い対策は、「連絡網などの整備」「従業員への防災意識の普及」「災害時の通信手段の確保」など比較的費用がかからないものです。一方、実施している割合が低い対策は、「従業員住宅の借り上げ」「看板等の倒壊・落下防止」「建物の耐震診断」「窓ガラスの飛散防止」と費用のかかるものが多くなっています。

また、従業員規模が少なくなるほど、どの対策も「実施」している割合が少なくなっています。全体的な傾向として、従業員数が49人未満とそれ以上のところで、地震対策の実施状況に差がみられるようです。

帰宅困難者

大地震が発生し交通機関が麻痺した場合に、ほぼ全員が帰宅困難になるのが53％の事業所、半数より多いのが22％、半数が11％と、半数以上の帰宅困難者がいる事業所を合計すると86％にもなります。

従業員に対する対応

多くの企業が「交通機関の状況をみながらなるべく早く帰宅させる」と考えているようです。なるべく企業活動の継続・再開にあたらせる」も9％あり、従業員規模の大きい事業所でみられました。また、事業所種別では、「病院・診療所」「サービス業」等でみうけられました。

食糧の備蓄状況

地震に備えて、食糧を「備蓄している」は33％で、備蓄している事業所の平均は2.4食しかありませんでした。

備蓄している事業所の割合が多いのは、従業員規模が大きい事業所で、事業所種類別では「金融業」「病院・診療所」等でした。特に、従業員が「300人以上」のところでは72％と多くの事業所が備蓄をしています。

地域住民との協力

事業所の半数以上が協力できそうな項目は「初期消火」「災害弱者の保護・手助け」「負傷者の救出・救助」となっています。

それほど顕著な差はありませんが、従業員規模が大きいほど「協力できそう」の割合が高くなっています。

事業所種類別で各項目の「協力できそう」が多いのは、初期消火が「卸・小売業」「病院・診療所」、災害弱者の保護・手助けは「病院・診療所」「工場」、食糧・飲料水の提供は「飲食店」、一時的な避難場所は「金融業」でした。

問合せ　くわしい調査結果をお知りになりたい方は、防災課へ。

▼地震対策の実施状況（実施割合が高いもの５項目）

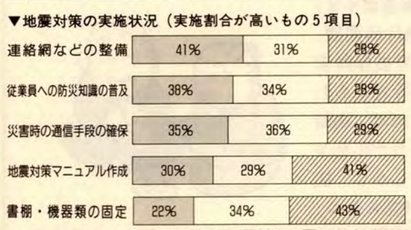

▼従業員に対する対応

対応	割合
帰宅	30%
所内待機	29%
本人の意思	10%
企業活動継続	9%
わからない	17%
その他	4%

▼食糧の備蓄状況

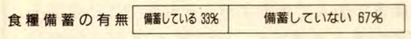

▼地域住民との協力

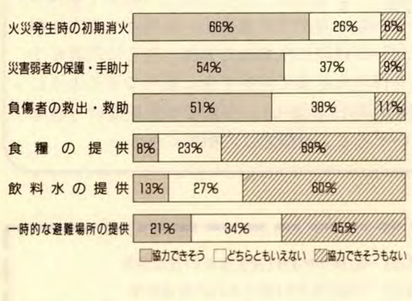

調査概要

調査地域　千代田区全域
調査対象　千代田区内の従業員100人以上事業所1,000社、100人未満の事業所2,000社（無作為に抽出）
調査方法　調査用紙を郵送
調査期間　平成７年10月18日～31日
回収数(率)　1,250（41.7％）

人権擁護委員が決まりました

人権身の上相談

1月15日付で、7名の方（新＝4名、再＝3名）が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの人権侵害や、身の上の心配ごとなどの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

とき　毎月第2火曜日午後1時～3時
場所　区民相談室（区役所1階千代田図書館入口横）
※人権擁護委員の自宅でも相談に応じています。
問合せ　広報課広聴相談係

▼人権擁護委員

	氏名	住所	電話
再	金丸　精孝	平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町602	3264-6460
再	堀田　康彦	神田淡路町2-10	3251-9701
再	森下　悦子	九段北4-1-11	3265-3620
新	伊藤ミツエ	西神田2-8-5	3261-1365
新	池田　清	麹町4-7	3261-9362
新	石渡　伸幸	神田岩本町1 岩本町ビル66号	3255-1755
新	笹間　芳彦	神田神保町1-23	3294-0978
	平井　二郎	外神田6-9-12	3831-7441

※新は今回新しく委嘱された方、再は前回に引き続き委嘱された方、無印は任期中の方です。

ご利用ください

千代田区防災ビデオ

区では、皆さんに防災への意識をより一層高めていただくため、防災ビデオを製作しました。無料で貸し出しを行っていますので、ぜひご利用ください。

・対　象
区内在住、在勤、在学者および区内事業所
・タイトル
もしも大震災にみまわれたら―千代田区の場合―
・貸出方法・問合せ
事前に電話で予約をし、貸出日に防災課（区役所6階）へおいでください。

輝かしい21世紀に向けて

実施計画まとまる
――平成８年度～10年度

計画のあらまし

総事業数　91事業
総事業費　428億2千838万4千円
年度別の事業数と事業費
・平成８年度（88事業）　137億3千641万2千円
・平成９年度（75事業）　158億792万8千円
・平成10年度（67事業）　132億8千404万4千円

区ではこのたび、平成８年度から10年度までの「千代田区実施計画」を策定しました。

この実施計画は、「千代田区新基本計画」（平成４年12月策定）を踏まえて、今後３年間に区が行う主要な施策を明らかにしたものです。また、各年度の予算編成の指針となります。

本計画では、区民が安心して住み続けていけるまちに再生していくため、区政の最重要課題である定住人口の回復と区民福祉の向上に重点を置いて、積極的に各施策の具体化を図っていきます。

公共施設適正配置構想の見直し関連施設については、現在区民の皆さんと協議を進めているところであり、今後この協議を踏まえて推進していきますので、ご了承ください。

※なお、○印については、施設内容や設計について、現在地元と協議を進めている施設等を示しています。

問合せ　企画課

主要施策のあらまし　平成８～10年度

●定住人口の回復と、都心として魅力のあるまち●

■区民住宅の建設

ファミリー層を中心に、多様な居住者像を想定した区民住宅を建設します。

西神田二丁目複合施設の建設に着手します。

・西神田二丁目複合施設区民住宅183戸
（保育園、児童館、多目的小ホール、ストックヤード併設）
○岩本町二丁目複合施設区民住宅
（高齢者住宅、生活協力員室、高齢者在宅サービスセンター併設）

■借り上げ型区民住宅

一定の要件を満たす優良な民間住宅を区が借り上げ、適切な負担で入居できる区民住宅として供給していきます。

平成８年度～10年度で、約188戸の供給を予定しています。

■高齢者住宅の供給

区立・区営住宅の活用と新たな区民住宅の建設を図る中で、高齢者住宅を供給していきます。

■既存区立・区営住宅の建替え

区立・区営住宅の居住水準、居住環境の向上を図るため、計画的に整備していきます。

・神田神保町二丁目複合施設区営住宅33戸（高齢者住宅を含む）
（生活協力員室、職員住宅、地域区民館併設）
・区営富士見住宅

■都市計画マスタープランの策定

まちづくり全体の将来像と地域別の将来像を示し、その実現に向けた整備方針等を明らかにしていきます。

■千代田区型地区計画制度の適用

「街並み誘導型地区計画」等の地区計画制度を活用し、居住空間の維持・回復と災害に強いまちづくりを目指します。

■マンション修繕工事事業助成

マンションの良好な維持・管理を促進するため、共用部分の修繕工事のときに住宅金融公庫から融資を受ける場合、債務保証料を区が助成します。

●安心して生活できる潤いのあるまち●

■橋梁の整備

災害時の避難路確保や交通の安全を図り、橋梁を良好な状況に保全するため、健全度調査を実施し、補強・補修を図ります。

■区有公共建築物の耐震診断の実施

阪神・淡路大震災を踏まえ、防災上の視点から対策本部、救援・救護拠点の安全性の確保と区有施設の安全性を高めるため、耐震診断を実施します。

■備蓄倉庫の整備拡充

施設の改修計画にあわせて、避難所開設に必要な備蓄スペースを計画的に確保していきます。

■公共施設の井戸整備

避難所等における生活用水の確保を図るため、防災用井戸の整備を行います。

■企業に対する震災対策の啓発指導

災害時における企業の役割の重要性および防災意識の普及啓発を図り、住民・企業・行政の三位一体による防災対策を進めていきます。

■地域防災組織リーダーの育成支援

地域防災組織のリーダーを育成するため、防災講習会・訓練等を実施し、地域における防災活動の向上を図ります。

■リサイクルモデル事業の実施

あきビン、あき缶等の分別回収をモデル事業として実施し、ごみ減量・リサイクル推進を図ります。

●やさしさのある生き生きとしたまち●

■公衆浴場確保対策の充実

区民の日常生活に密着した普通公衆浴場について、経営経費や設備等整備費の助成などを行い、引き続きその確保に努めていきます。

■区民総合健康診査の実施

疾病を早期に発見し、予防するため、誕生日健診や成人健診を実施します。

■在宅訪問医療看護サービスの実施

寝たきり在宅療養者を対象に、医師および看護婦が訪問診療・看護を行うとともに、必要に応じ入院等適切な医療看護サービスを実施します。

■ホームヘルプ事業の実施

日常生活を営むうえで支障のある高齢者や障害者の家庭にホームヘルパーをきめ細かに派遣し、日常生活の支援体制を充実します。

■高齢者在宅サービスセンターの設置

高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの拠点施設として設置します。

○岩本町二丁目複合施設内

■高齢者生きがいづくり事業の充実

高齢者に対する食事サービスや趣味創作活動等を充実し、孤独感の解消や仲間づくりなどの機会を設けていきます。

●ともに学び楽しむ、文化とふれあいのあるまち●

■総合文化施設の建設

千代田区に住み、働き、集う、すべての人びとの生活の真の豊かさを実現するための文化発信基地として、生涯学習センター、芸術文化ホール、歴史民俗資料館、図書館本館が設置される総合文化施設を建設します。

○神田小川町三丁目複合施設
（生涯学習センター、芸術文化ホール、歴史民俗資料館、図書館本館）
（地域事務所併設）

■学校の適正規模化・適正配置

千代田区にふさわしい教育条件を整備するため、区立学校の適正規模化・適正配置を推進するとともに、老朽化した校舎・園舎の改築を行います。

・適正配置…中学校３校
○改　築…小学校４校（協議済２校）
中学校２校
幼稚園４園（協議済２園）
・外神田三丁目複合施設：平成８年度工事完成
（小学校、幼稚園、まちかど図書館、児童館）
・神田司町二丁目複合施設（教育施設）
（小学校、幼稚園、教育研究所、まちかど図書館）

■箱根千代田荘の改築

高齢者や障害者の方も安心して利用できる宿泊施設の整備を図るため、老朽化した箱根千代田荘を改築します。

21世紀に向け

21世紀の日本は、かつて経験したことがない高齢社会を迎えます。

家庭のような小さな集団で、高齢者を扶養することは大変になっていくでしょう。

そこで、国民全体で高齢者世代を支える年金制度の役割が重要になってきます。だれにでも、必ずやってくる老後を安心して暮らすために、20歳になったら必ず年金に加入しましょう。

年金の保険料は、40年という長い間納めなければなりません。納める途中には予測できない社会情勢の変化などが出てきます。国は、保険料を納める人の負担や、年金を受け取る人の生活水準などを正確に見極めなければなりません。

このため、5年に1度さまざまな要素を見直し、財政計画を立てる財政再計算を行っています。平成6年度は、財政再計算の年にあたり、平成7年度から、いくつかの制度改正が行われました。今回は、改正事項の中でも、特に国民年金にかかわるものについてご紹介します。

1 前納および口座振替

国民年金の保険料は、区役所から送られた納付書で、毎月区役所または金融機関等で納めるのが原則です。ただし、毎年4月に、翌年3月までの1年分を、一括して納めた場合、保険料が割引になります。これを「1年前納」といいます。

平成7年4月からは、1年単位だけでなく、半年単位で前納ができるようになりました。これを「6か月前納」といいます。

年2回、4月と10月に半年分ずつを割引した金額で納められるのです。また、この「6か月前納」は、5月から9月までは、その月を頭に半年分納められますが、11月以降は翌年度にまたがるため、現在はお受けしていません。

保険料の納め忘れのないように口座振替をご利用ください。「1年前納」の口座振替もできます。また、平成8年4月からは、「6か月前納」の口座振替もできるようになります。

※平成8年4月からは郵便局でも口座振替ができるようになる予定です。

2 死亡一時金の引き上げ

死亡一時金については、下表のように引き上げられました。

第1号被保険者としての保険料納付済期間	死亡一時金の額	
	改正前	改正後
3年以上15年未満	100,000円	120,000円
15年以上20年未満		145,000円
20年以上25年未満		170,000円
25年以上30年未満	126,500円	220,000円
30年以上35年未満	160,000円	270,000円
35年以上	200,000円	320,000円

3 脱退一時金の支給

短期在留の外国籍の方が、6か月以上保険料を納め、何の年金も受けずに帰国した時、帰国後2年以内に請求すれば下表のとおり、脱退一時金が支給されます。

保険料納付済期間	金額
6か月以上12か月未満	35,100円
12か月以上18か月未満	70,200円
18か月以上24か月未満	105,300円
24か月以上30か月未満	140,400円
30か月以上36か月未満	175,500円
36か月以上	210,600円

4 教育資金貸付制度の創設

10年以上保険料を納めた方の親族が、高校・大学等に入学するとき、または在学中の教育資金などを、年金福祉事業団から、学生1人あたり50万円まで借りることができます。

皆さんが納めた保険料の一部はこのような貸付資金の原資となっています。

この他の貸付制度として、年金を受け取っている方に生活資金の貸付、年金加入中の方に住宅資金の貸付などがあります。

また、年金還元融資として「ちよだパークサイドプラザ」や「いきいきプラザ一番町」の建築資金も融資されています。

ての年金改革

問合せ
国保年金課
国民年金係

5 第3号被保険者の方へ

被用者年金（厚生年金保険・共済組合など）に加入している配偶者に扶養されている方は、昭和61年から第3号被保険者として国民年金に加入することになりました。まだ届け出をしていない方は手続きをしてください。加入の届け出をしても保険料は負担する必要はありません。年金制度どうしで、調整します。

第3号被保険者となった期間は、国民年金の保険料が納めてある期間と見なされますが、届け出が遅れて事実発生（扶養になった日）から2年以上経ってしまいますと、2年以上前の期間については未納の扱いとなってしまいます。また、配偶者が途中で転職して、加入する年金が変わったり再就職するまでに期間が空いたときも、届け出がないと未納の扱いになってしまいます。

このように未納の期間が発生すると、この期間は年金額の計算対象外となり、年金額が減額されたり、場合によっては年金の受給資格そのものがなくなってしまう場合もあります。

まだ手続きをとっていない方は平成9年3月までに、届け出（特例届）をし、未納の期間を納付済期間に変更してください。

6 年金受給資格のない方へ

国民年金（老齢基礎年金）は、保険料の納付済期間、免除期間、第3号被保険者期間、カラ期間などをあわせて25年以上あれば、期間に応じて計算された年金が受け取れます。しかし、加入する届け出が遅れたり、保険料の未納の期間が長く、25年に達しない方は、年金を受けられません。

国民年金は65歳まで加入できますが、それまでに25年以上の保険料納付済期間等が必要です。保険料は2年以上前の分は時効により、納付できません。そのため、65歳まで加入しても年金を受けられない方がでてきます。このような方々の中で、昭和30年4月1日以前に生まれた方は、さらに70歳までの間で受給資格を得られるまで国民年金に加入できるようになりました（特例高齢任意加入）。今まで年金を受けられないとあきらめていた方もこの機会にご相談ください。

年金ミニ用語解説

年金用語のキーワード
—これさえわかれば大丈夫—

公的年金…国民年金、厚生年金保険、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合の6つ

被用者年金…公的年金から国民年金を除いた他の年金

第1号被保険者…自営業、自由業、学生など、20歳以上60歳未満で、他の公的年金に加入していない方

第2号被保険者…厚生年金保険、共済組合など被用者年金に加入している方

第3号被保険者…第2号被保険者に（健康保険上）扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者の方

老齢基礎年金…第1号、第2号、第3号被保険者、すべてについて共通の年金で、毎年物価上昇にあわせ増額されます。20歳から60歳までの年金加入、保険料の支払い状況に応じて計算し、平成7年4月以降の満額（最高額）は年額78万5千500円です。

保険料納付済期間、第2号、第3号被保険者期間の合計が加入可能年数と同じになったとき基礎年金額が満額となります。

加入可能年数…通常40年（20歳から60歳まで）

ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、1年ずつ短くなります。国民年金制度発足時（昭和36年4月）に既に20歳になっているためです。

〈例〉・昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方は39年
・大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方は25年

資格期間…年金を受け取る資格を得るために必要な年数で、国民年金保険料の納付済期間、免除期間、第2号・第3号被保険者期間、カラ期間などをあわせた期間をいいます。

昭和5年4月2日以降に生まれた方は25年以上の資格期間が必要です。この日以前に生まれた方は生年月日により1年ずつ短くなります。

〈例〉・昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれの方は24年
・大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれの方は21年

カラ期間…年金額の計算には算入されないが、資格期間としては認められる期間

〈例〉・昭和36年4月から昭和61年3月まで、配偶者が被用者年金に加入していた期間（婚姻中に限る）
・昭和36年4月から平成3年3月まで、昼間部の大学・短大生だった20歳以降の期間
・昭和36年4月以降海外に住んでいた期間等

免除期間…所得が少ないなどの理由で保険料が払えないことを申請して、認められた期間や、障害年金受給などの理由で法的に保険料の納付が免除された期間など

保険料の時効…保険料の納期限は該当月の翌月末です。納期限から2年経過すると時効になり、保険料を納められなくなります。平成6年1月分の保険料は平成8年2月29日を過ぎると時効で納められません。

年齢到達日…「年齢計算に関する法律」の規定では、その年齢に到達するのは、誕生日の前日となっています。

〈例〉・昭和51年2月1日生まれの人が20歳になる日は平成8年1月31日

一番町高齢者在宅サービスセンター

新年度利用者募集

一番町高齢者在宅サービスセンターでは、4月からの新年度利用者を左表のとおり募集します。

募集期間　デイホーム・いきいきデイホーム＝2月5日(月)～17日(土)、入浴サービス・食事サービス・ショートステイ・機能訓練＝2月19日(月)～29日(木)

申込み・問合せ　一番町在宅介護支援センター☎3265－6141、または高齢者福祉課相談係へ。

▼一番町高齢者在宅サービスセンター事業　内容・対象者など

事業名	内容	対象者	実施日・時間	定員	利用料
デイホーム（通所）	趣味、生きがい活動を通しての友だちや健康づくり、社会との交流を図り、寝たきり等の予防をめざします。	おおむね65歳以上で身体が虚弱で家庭にひきこもりがちな方等	月・木曜日コース 火・金曜日コース 各コースとも 午前10時～午後3時	各コース18名	昼食代として1食400円
入浴サービス（通所）	機械入浴または介助入浴を行います。必要に応じて介護指導も行います。	おおむね65歳以上で家庭で入浴が困難な方	水・土曜日（週1回まで） 午前コース 午後コース	1日6名	無料
食事サービス（配食）	栄養バランスのとれた昼食の提供により、健康の維持を図ります。	ひとり暮らし、または高齢者世帯の方	週2～6回 （日曜・祝日を除く） 午前11時30分～ 午後12時30分に配食	1日40食	1食400円
ショートステイ	家族の方が病気や旅行休養等で、一時的に介護ができなくなった場合に施設で介護します。	おおむね65歳以上で心身の障害などのために、常時介護を必要とする方	月1回 原則7日以内 （特別な事情がある場合4週間まで可）	8名	飲食費等実費1日2,100円
機能訓練（通所）	専門の理学療法士・作業療法士の指導により訓練を行い、日常生活動作の維持を図ります。	身体機能が低下している方、または障害がある方	水・土曜日 午前コース 午後コース	各コース8名	無料
いきいきデイホーム（通所）	痴呆性高齢者を抱えるご家族の精神的、身体的な負担の軽減と対象者の精神的安定を図り、在宅生活の継続を援助します。	おおむね65歳以上で痴呆症状が中程度の方	月～金曜日 （週2～5回） 午前10時～ 午後3時30分	1日8名	飲食代として1食400円

※食事サービスを除き、必要に応じて送迎します。また、無料サービスも昼食希望の場合は自己負担です（1食400円）。

ご利用ください　各種福祉資金

各種福祉資金をお借りしています。お気軽にご相談ください。

申込み・問合せ　福祉部管理課厚生係

●生業資金●

対象　個人で事業をしていて、一般の金融機関などから融資を受けられない低所得の世帯で、この資金を借り受けないと生活が困窮する、つぎの①～④のすべてを満たす方。

①区内に1年以上住み、

②主としてこの資金を受ける事業によって、生計を立てていて、

③住民税を完納し、

④連帯保証人がいる方。

貸付額　200万円以内

利率　年1％

返済方法　6年以内（据置期間6か月間を含む）の月賦元金均等返済

申込期限　2月9日(金)

●奨学資金●

対象　高校に在学または進学するつぎの①～④のすべてを満たす方。

①保護者と同居し区内に1年以上住み、

②経済的理由で修学が困難で、

③高校に在学または今年の4月に入学を予定し、

④他の奨学資金を受けていない方。

貸付額　在校生（月額）＝国公立1万6千円、私立2万7千円、入学準備金＝国公立11万円、私立22万円

利子　無利子

返済方法　高校を卒業後1年据え置き後、10年以内の年賦、半年賦、月賦のいずれか

申込期限　3月1日(金)

●応急資金●

対象　冠婚葬祭、病気などでお金が必要になり、他からすぐに資金を借りることができないつぎの①～③のすべてを満たす方。

①区内に3か月以上住み、

②独立の生計を営む世帯主で、

③確実に返済できる方。

貸付額　1世帯27万円以内（災害・療養など特別な場合は54万円以内）

利子　無利子

返済方法　6か月据え置き後、20か月の均等返済（特別な場合は40か月）

※申込時に、保証人はいりませんが、資金を必要とする証明書類が必要です。

●高額療養資金●

対象　高額の療養費（保険適用分）の支払いに困っている方でつぎの①～④のすべてを満たす方。

①国民健康保険等に加入して、

②区内に3か月以上住んでいて、

③本人または家族が高額医療費や付添看護料の支給を受ける見込みがあり、

④療養に必要な費用の支払いが困難な方。

貸付額　高額療養費などの見込み額（1か月81万円以内）

利子　無利子

返済方法　区が本人に代わり高額療養費などを受領することで返済とします。

※医療費用の明細書または請求書など、保健医療の内訳書が必要です。

●女性福祉資金●

女性を対象とした資金で、使途別に各種資金があります。それぞれ、貸付限度額、利率、返済方法などが異なります。

また、母子家庭を対象とした資金もありますので、お問い合わせください。

税金

■税の申告の季節がきました

所得税、住民税、個人事業税、事業所税（個人事業主）の申告書の提出期限は3月15日(金)です。

平成7年分所得税の確定申告分から税務署内に職員の指導を受けながら皆さん自身で申告書を作成していただく「自書作成（指導）コーナー」が設置されることになりました。

※確定申告時期には、にせ税理士が現れやすく、納税者に不測の損害を与えるケースがあります。不審に思われたら、遠慮せず身分証明書の提示を求めるか、税理士会へお問い合わせてください。

▼住民税の申告

住民税（特別区民税・都民税）は、前年の所得について課税されます。

昨年確定申告をしなかった方や、給与支払報告書の提出がなかった方、また昨年中に転入された方に対し区から「住民税の申告書」を送りました。同封の「申告書の手引き」をよく読んで3月15日(金)までに申告してください。

申告の必要な方　①平成8年1月1日現在、千代田区に住所があり昨年の1月から12月までの1年間に所得があった方、②給与所得者で、地代、家賃、利子、配当などの所得があった方

申告が不要な方　①税務署に所得税の確定申告を提出する方、②勤務先から給与支払報告書が提出され、平成8年6月以降住民税を特別徴収（毎月の給与から差し引かれる制度）されることになっている方、③誰かに扶養されていた方

▼個人事業主の事業に係る事業所税の申告

平成7年中に事業を営んでいた個人事業主の方で、一定の要件を越える場合は「事業に係る事業所税」の申告納付が必要です。

▼2月は特別土地保有税（取得分）の申告納付月です

平成7年1月1日から12月31日までの間に一定の条件に該当する面積の土地を取得した方（法人・個人）は、その土地の所在地の都税事務所等に申告し、納めてください。

▼住所変更通知はお済みですか

平成7年中にお送りした固定資産税・都市計画税の納税通知書の送付先に変更がありましたら、氏名・年齢・新旧住所・電話番号を書いてお知らせください。

▼軽自動車などをお持ちの方

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。現在、軽自動車、原動機付自転車を持っていなくても、「廃車届」などの手続きをしていないと課税対象となります。ご注意ください。また、住所が変わったときや車両を買い替えた時なども、手続きが必要です。

問合せ　**所得税**＝麹町税務署☎3221－6011、神田税務署☎3294－4811、**特別土地保有税・事業所税・固定資産税**＝千代田都税事務所☎3252－7141、**住民税**＝区税務課課税係、**軽自動車税**＝区税務課納税係

ユニカール&シャフルボード ニュースポーツ大会

参加者募集

「ユニカール」や「シャフルボード」といったスポーツをご存知ですか。

ユニカールは3個のストーンを目標地点に近づけることを競うゲームです。また、シャフルボードは、細長い棒（キュー）で円盤を押し出すようにシュートし、得点を競うものです。

どちらも簡単なルールなので、誰にでもすぐできるのが魅力です。

とき 3月10日(日)午前9時～

会場 総合体育館

対象 区内在住者50名（先着順）

参加費 無料

申込み・問合せ 3月8日(金)までに、所定の申込用紙でスポーツ振興課（内神田2－1－8総合体育館内☎3256－8444）へ。

パソコン通信を体験してみませんか OA講座

受講生募集

パソコン通信の基礎から体験までを行います。

とき 3月1日(金)午後1時～7時または2日(土)午前10時～午後5時のうちいずれか1日

会場 中小企業センター

対象 区内中小企業経営者および従業員でパソコンを使用している方30名（各日15名）

使用機種 NEC98NOTE

受講料 3千円

申込み・問合せ 往復ハガキ（1人1枚）に「OA講座」、希望日、住所、氏名、電話番号、勤務先の名称、所在地と電話番号を書いて、2月20日(火)（必着）までに(財)ちよだ中小企業センター（〒101 神田錦町3－21☎3323－1461）へ。

第9回「千代田のまち」観光写真展

「千代田のまち」観光写真コンクールの入賞作品を展示する写真展を開催します。

とき 2月13日(火)～23日(金)（土・日曜日を除く）の9日間、時間はいずれも午前9時～午後5時

会場 区役所1階ロビー、2階・3階フロアー

問合せ 千代田区観光協会事務局（区役所3階商工振興課内）

楽しく体を動かし骨を丈夫にしましょう 骨粗しょう症の予防（運動編）

骨粗しょう症の予防は、食事のバランス、日光浴、適度な運動が最良の方法です。

体を動かすことは骨の細胞を刺激して、骨にカルシウムの吸収を高めます。また、運動は骨を守っている筋肉を強くし、骨折しにくい身体をつくってくれます。

今回は、運動の仕方を具体的に学び、楽しく運動をしながら、骨粗しょう症の予防と改善を考えます。

とき 2月29日(木)午前9時30分～11時30分

会場 いきいきプラザ一番町（一番町12－2）

講師 順天堂大学スポーツ科学部教授 武井 正子氏

内容 お話と運動実技

対象 区内在住者および平成7年度に区の骨粗しょう症予防健診を受けた方100名（先着順）

申込み・問合せ 神田保健所☎3291－3641

コミュニティ講演会'96春

「コミュニティ」というカタカナ言葉を、私たちが目にし、使いはじめるようになってから、かなりの歳月がたちました。

使い慣れている人も、あまり聞いたことがない人も「コミュニティ」とはどういうことなのか一度考えてみませんか。

とき 2月23日(金)午後6時30分～8時30分

会場 九段社会教育会館（九段南1－5－10）

講師 杏林大学社会科学部教授 唐澤 和義氏

定員 50名（先着順）

申込み・問合せ 電話で(財)千代田区コミュニティ振興公社（☎5275－0123）へ。

※どなたでも参加できます。

鎌倉臨海学園入園児募集

区では、ぜん息、肥満、偏食などで悩む子どもたちが、元気に学べる鎌倉臨海学園（全寮制）の入園児を募集します。

対象 区立小学校在籍の3～6年生で、ぜん息、肥満、偏食、病・虚弱などの児童

学園生活の内容 健康管理 ＝保健管理の先生方の連絡をもとに、園医が定期検診を行うなど、健康には十分な配慮をしています。また、乾布まさつ、海岸マラソンなどの運動を適切に指導します。

学習 ＝学習内容は区内の小学校と全く同じですが、各児童の状態に応じた指導を行います。また、学園では児童一人ひとりに役割が期待されるので、学習活動が意欲的になります。

問合せ 学務課学務係

借上型区民住宅 クリダイマンション 入居者募集

所在地 神田佐久間町3－37

規模・構造 地上7階建、鉄筋コンクリート造

申込資格 ①区民および親もしくは子が区内に居住している方、または区内在勤者で、②現に同居または同居しようとする親族（内縁、婚約者を含む）がいて、③世帯の所得が定められた基準の範囲内であり、④現に自ら居住するための住宅を必要とし、⑤住民税を滞納していないこと。

所得基準 下表のとおり

募集戸数 14戸（区民等用11戸、在勤者用3戸）

※各住宅とも2DK（和室6畳と洋室6畳または4・5畳）で、浴室、トイレ付です。

抽せん 3月中旬

入居予定 7月以降

申込書の配布 2月8日(木)～22日(木)に、各出張所、区政案内相談コーナー（区役所1階）、住宅都市整備部住宅課で配布します。

申込み・問合せ 申込書に必要事項を書いて、2月13日(火)～22日(木)（消印有効）の間に、郵送で住宅都市整備部住宅課（〒102 九段南1－6－17千代田会館2階☎5210－5298）へ。

▼所得基準表

家族数	所得金額
2人	2,552,000円～10,388,000円
3人	2,932,000円～10,768,000円
4人	3,312,000円～11,148,000円

嬬恋村の青年たちと 冬季青年交流 参加者募集

浅間、白根、万座の雄大なパノラマを間近に望みながら、嬬恋村の青年たちと交流してみませんか。

とき 3月15日(金)～17日(日)（15日午後7時に区役所前集合・出発）

※行きはバス、帰りは電車になります。

対象 区内在住、在勤、在学の青年男女25名

宿泊 区立嬬恋自然休養村（群馬県嬬恋村）

交流内容 スキー、雪上運動会、懇親会など

参加費 3千円（宿泊代、車内での飲み物など、帰りの電車代は自己負担）

申込み・問合せ 2月16日(金)までに、電話で地域振興課保養施設係へ。

※申し込み多数の場合は、抽せんになります。

あなたの会社は大丈夫？

「みなし解散」にならないように 申請手続きはお早めに

平成2年の商法改正により、平成3年4月1日から最低資本金が株式会社は1千万円、有限会社は300万円となり、その猶予期間（平成8年3月31日まで）も残すところ2か月足らずになりました。

最低資本金制度をクリアしていない会社は、法務大臣の公告の日（平成8年4月1日予定）から2か月を経過する日までに、増資または組織変更の登記を申請しなければ、職権で「みなし解散の登記」がされてしまいます。至急、法務局で手続きを行ってください。

区の指名参加願申込業者（法人）の方へ

区との契約について、平成7・8年度指名競争入札参加願を申し込まれた以降に、増資または組織変更をした業者の方は、区に届出をしてください。

問合せ 経理課契約係

区の商工融資をご利用の方（法人）へ

「みなし解散の登記」がされると、現在ご利用中の融資の継続が困難になりますので、ご注意ください。

問合せ 商工振興課融資係

じどうかんこどもげきじょう

オズの魔法使い

今回の「こどもげきじょう」は世界に夢と希望を与えた名作「オズの魔法使い」を劇団ポプラによるミュージカルで上演します。

とき　3月9日(土)午後2時～
会場　千代田区公会堂（九段南1－6－17）
対象　区内在住、在学、在園の子どもと家族
申込み　2月19日(月)から、各児童館、ちよだパークサイドプラザで申込用紙を配布し、2月24日(土)午前9時から入場券と引き換えます。
問合せ　一番町児童館☎3230－0866、四番町児童館☎3234－3084、富士見児童館☎3262－1040、西神田児童館☎3294－0631、神田児童館☎3253－6021、ちよだパークサイドプラザ☎3864－8931

施設だより

ちよだパークサイドプラザ ☎3864－8931

■**映画＋ゲーム会**　2月14日(水)午後2時～、「ぼのぼの」

児童館

●**一番町児童館** ☎3230－0866
☆**映画会**　2月24日(土)午後2時30分～、「忍たま乱太郎―奇想天外、忍術学園のなかまたち―」

●**四番町児童館** ☎3234－3084
☆**映画会**　2月21日(水)午後2時30分～、「水の旅人」

●**西神田児童館** ☎3294－0631
☆**ユニホック講習会＆大会**
講習会＝2月21日(水)、大会＝3月4日(月)、時間はいずれも午後2時30分～

●**神田児童館** ☎3253－6021
☆**映画会**　2月14日(水)午後2時～「ドナルド・ダックの防火訓練」ほか

富士見福祉会館 ☎3262－1045

■**福祉講座**
とき　2月16日(金)午後1時30分～
テーマ　「宝くじおもしろ話」
講師　宝くじドリーム館副館長　竹腰(たけこし)　稔久(としなが)氏
※どなたでもお気軽にどうぞ。

いきいきプラザ一番町

■**ボランティア入門講座受講生募集**
とき　2月26日～3月11日の毎週月曜日、時間はいずれも午後1時～4時（ほかに、体験活動1回有）。
会場　いきいきプラザ一番町（一番町12－2）
対象　区内のボランティア活動に参加を考えている方で、3日とも参加できる方20名
参加費　無料
申込み・問合せ　往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、2月19日(月)までにちよだボランティアセンター（〒102 一番町12－2、いきいきプラザ一番町内☎3265－0882）へ。
※申し込み多数の場合は、抽せんになります。

千代田図書館 ☎3264－0151

■**16ミリ発声映写機一斉検査と登録**
16ミリ発声映写機を所有する区内の民間団体などが、公共図書館のフイルムを利用する場合は、年に一度映写機の検査を受けることが必要です。千代田図書館では、つぎの日程で検査と登録を行います。
とき　2月21日(水)、22日(木)の2日間、時間はいずれも午前10時～午後4時
会場　千代田図書館4階視聴覚ホール
申込み　2月16日(金)までに電話で千代田図書館へ。

四番町図書館 ☎3239－6357

■**日曜映画会**（無料）
とき　2月18日(日)午後1時30分～
作品　「三文オペラ」

■**四番町図書館が休館**
3月1日(金)から14日(木)まで、特別整理（蔵書の点検や整理等）期間のために休館します。
なお、千代田図書館とちよだパークサイドプラザ区民図書室は平常通り開館しています。

募集します

■**妊娠出産休暇・育児休業補助教職員候補者の募集**
募集職種　①教諭、②養護教諭、③事務
資格　①正規教員経験が12か月以上ある方で平成8年3月31日現在満60歳未満の方。②養護教諭普通免許状を持ち、平成8年3月31日現在満60歳未満の方。③国公立学校または都・都内区市町村の正規事務職員として5年以上の勤務経験を有し、平成8年3月31日現在満23歳以上満60歳未満の方。
勤務場所　都内公立学校
申込期間　3月1日(金)～6日(水)（土・日曜日を除く）
申込み・問合せ　(都)教育庁人事部選考課選考係☎5320－6787

ごあんない

■**地域福祉のつどい**
ヘルパーとして介護に携わり、ユニークな自分の老人ケア論を実践している講師を迎え、在宅介護についてお話を伺います。どなたでもお気軽にどうぞ。
とき　2月27日(火)午後2時～4時
会場　いきいきプラザ一番町（一番町12－2）
テーマ　「老人介護の昨日・今日・明日―体験的老人ケア論―」
講師　淑徳大学講師　中田光彦氏
参加費　無料
※手話通訳、保育有。なお、福祉なんでも相談コーナーも設けます。
問合せ　福祉部管理課

■**外国人学校児童・生徒保護者補助金**
外国人学校に通う児童・生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、初・中等教育の推進に資するため補助金を支給しています。
今回は、平成7年度下半期分（平成7年10月～8年3月分）の申請を受け付けます。
なお、上半期分の申請をしていない方については、全期分（平成7年4月～8年3月分）の申請を受け付けます。
申請書類は原則として学校を通じて配布します。
対象　区内在住者で、外国人学校（日本の小学校・中学校相当）に通う児童・生徒の保護者
補助金額　児童・生徒1人あたり月額6千円
申請・問合せ　2月26日(月)から3月8日(金)までの間に総務課総務係へ。

■**私立幼稚園保護者補助金**
平成7年度下半期分（平成7年10月～8年3月分）の補助金の申請を受け付けます。
なお、上半期分の申請をしていない方については、全期分（平成7年4月～8年3月の12か月分）を受け付けます。
対象　3～5歳のお子さんを私立幼稚園に通園させている区内在住の保護者
補助金　**3歳児**（平成3年4月2日～4年4月1日生れ）、**4歳児**（平成2年4月2日～3年4月1日生れ）、**5歳児**（平成元年4月2日～2年4月1日生れ）とも月額5千500円
申請・問合せ　2月23日(金)までに総務課総務係へ。

■**万一に備え、交通災害共済にご加入を**
加入資格　23区内にお住まいの方
掛金　年500円、1千円、2千円の3コース
見舞金　災害の程度と掛け金により1万円～600万円。
有効期間　加入日の翌日から、翌年の加入日の属する月の末日まで
加入方法　交通災害共済窓口または区内金融機関（郵便局を除く）へ。
問合せ　交通災害共済窓口（区役所2階）へ。

■**国際平和都市千代田区宣言1周年記念平和展示会**
とき・会場　3月5日(火)～3月22日(金)＝区役所1階ロビー、3月5日(火)～10日(土)＝九段社会教育会館（九段南1－5－10）、3月11日(月)～16日(土)＝いきいきプラザ一番町（一番町12－2）
内容　区立小・中学生による平和を願う絵画、作文や、戦災記録の展示
問合せ　会場により開館時間が異なりますので、展示時間などくわしくは国際・平和施策推進課へ。

■**3月10日は「東京都平和の日」**
都は東京が大空襲を受け、多くの人命が失われた3月10日を「東京都平和の日」とし、この日を中心に映画会、講演会などさまざまな事業を行います。
問合せ　日程、事業内容などくわしくは(都)生活文化局平和事業課（☎5321－1111）へ。

■**東京都総合環境アセスメント制度検討委員会「中間のまとめ」にご意見を**
都では、検討委員会から報告された「中間のまとめ―東京都における新たな環境配慮制度のあり方」に対して、都民の皆さんからの意見を募集しています。寄せられたご意見は、「最終のまとめ」の参考とさせていただきます。
配布場所　(都)都民情報ルーム（都庁第1庁舎3階）、(都)環境保全局環境影響評価審査室（都庁第1庁舎36階）、(区)環境保全課（区役所4階）
意見の提出先・問合せ　便せんなどの用紙に意見、住所、氏名を書いて、2月29日(木)までに、持参または郵送（消印有効）、ファクシミリで(都)環境保全局環境影響評価審査室調整係（〒163－01新宿区2－8－1都庁第一庁舎36階☎5388－3440、FAX5388－6040）へ。

■**分譲マンション管理セミナー**
マンションの適切な維持管理に役立てていただくため、都心4区（千代田、中央、港、新宿）が合同でセミナーを開催します。
とき　3月2日(土)午後1時30分～4時45分
会場　中央区役所8階大会議室（中央区築地1－1）
対象　分譲マンション管理組合および入居者、120名（先着順）
テーマ・講師　①マンション管理センター　高原弘明氏による「長期修繕計画と大規模修繕」②弁護士　篠原みち子氏による「管理組合の運営について」
参加費　無料
申込方法　2月16日(金)までに、電話で住宅課住宅事業係（☎5210－5298）へ。